

## 山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の規定により、海外から本県に受け入れる技術研修員（以下、「研修員」という。）が、研修を受けるに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、実施要綱により決定した研修員とする。

(交付対象期間)

第3条 交付対象期間は原則として8か月以内とする。ただし、当該期間が年度を超える場合は、3月31日以内とする。

(補助対象経費及び額)

第4条 補助金の対象となる経費は次の各号に掲げるとおりとし、これらの経費の額の基準は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 航空費 日本への往復に要する航空賃実費
- 二 支度料 一人 25,000円
- 三 滞在費 日当 3,300円
- 四 研修交通費 交通機関のうち、JR利用の場合、通用期間1か月の定期券の価額、バス等利用の場合通勤20回分の運賃額。ただし、同一研修機関に連続して3か月間または6か月間研修する場合はそれに相応する定期券の価額。研修が終了する前1か月において、研修期間が1か月に満たない場合は、当該期間に係る研修機関までの往復実費と定期券の価額のうち、いずれか低い額
- 五 国内旅費 成田空港又は羽田空港から甲府市までの往復実費
- 六 書籍費 10,000円以内
- 七 厚生費 国民健康保険に係る実費、疾病・傷害保険掛金の実費
- 八 その他知事が必要と認める経費

(補助金の交付申請)

第5条 研修員は、補助金の交付を受けようとする場合は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 研修計画書
- 二 収支予算書

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研修を中止する場合、又は途中で帰国する場合は、補助事業廃止承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 二 やむを得ない事情で研修が困難となった場合は、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 三 研修員は、補助金の交付決定を受けた後、その事業を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第2号様式の2）により知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助目的の達成に支障をきたさない研修計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないもの、又は各経費相互間において、いずれか低い額の20%以内の事業経費の配分の変更は、この限りでない。

（補助金の交付の時期）

第7条 知事は、規則第7条の規定により、補助金の交付を決定したときは、次の各号に掲げる交付時期に従って、概算払いにより、研修員に交付することができる。

- 一 航空賃及び国内旅費 航空運賃の往復及び国内旅費の往路の額については交付決定後1か月以内、国内旅費の復路の額については、本邦出発の1か月以内
  - 二 支度料、厚生費及び書籍費 交付決定後1か月以内
  - 三 滞在費、研修交通費 本邦到着月については、当該月内、それ以外の月については、各月の初日。ただし、当該日が金融機関の休業日であるときは、当該日前の金融機関の営業日。
- 2 補助金の概算払いを受けようとする場合は、補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 研修員は、研修期間終了後10日以内、研修を中止又は途中で帰国する場合には、廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

現住所： \_\_\_\_\_

日本国  
住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

平成 年度山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付申請書

山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額： _____ 円
-----------------

(第2号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

平成 年度山梨県海外技術研修員受入事業費補助金に係る補助事業廃止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度山梨県海外技術研修員受入事業費補助金に係る補助事業を次のとおり廃止したいので、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 廃止理由

2 廃止内容

3 添付書類

事業廃止後収支予算書等

(第2号様式の2)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

平成 年度山梨県海外技術研修員受入事業費補助金に係る変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、平成 年度海外技術研修員受入事業費補助金について、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱第6条第3号の規定により、次のとおり変更承認を申請します。

既交付決定額	：	金	円
変更申請額	：	金	円
変更後補助金額	：	金	円

変更理由

(第3号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

### 概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度山梨県海外技術研修員受入事業費補助金について、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額	今回概算払額	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払方法

(第4号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

平成 年度山梨県海外技術研修員受入事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、平成 年度海外技術研修員受入事業費補助金について、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり事業実績を報告します。

交付決定額	円
交付済額（受領額）	円
精算額	円
返納額	円
研修機関	
研修科目	
研修機関	